

入札公告

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事番号及び工事名

07市ス第120号 中山公園野球場整備工事（建築）

(2) 工事場所

高山市山田町地内

(3) 工期

高山市議会における議決の日から令和9年12月27日まで

※本工事は、完全週休2日を原則とした週休2日制工事（現場閉所）

(4) 工事概要

中山公園野球場整備工事（建築）

【建物概要】

用途：野球場

構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建て

面積：床面積 1783.79m²

【工事概要】

- ・本体工事、スコアボード工事、造成工事、外構工事

(5) 予定価格

1,800,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 建設リサイクル法対象工事

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(7) その他

本工事は、資料提出及び入札を電子入札システム（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）で行う案件である。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

2 入札方法

(1) 入札参加の形態

特定建設工事共同企業体（当該工事を共同連帶して営むことを目的として結成される特定建設工事共同企業体、以下「共同企業体」という。）による一般競争入札とする。

(2) 特定建設工事共同企業体の種類等

一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同連帶して施工する共同施工方式（甲型）とし、結成は自主結成によるものとする。

3 入札参加資格

(1) 競争入札参加者（共同企業体の構成員を含む。）に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 高山市競争入札参加者資格審査要綱（平成28年高山市告示第217号。以下「資格審査要綱」という。）第5条に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の建築一式において市内に本店で登録されている者であること。

ウ 当該入札告示の日から落札決定日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成6年3月29日決裁）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 告示の日から過去6か月間（180日間）に高山市発注の建設工事で、検査日を基準として、65点未満の工事成績評定又は不合格通知を受けていないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

キ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

(ア) この工事に係る設計業務等の受託者とは次に掲げる者である。

有限会社 フィ太プランニング

(イ) 当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある業者とは次のa又はbに該当する者である。

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者

b 業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない業者（当該届出の義務がない者を除く。）でない

こと。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

ケ 高山市税・高山市公共料金についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）
がないこと。

コ 共同企業体の構成員は当該工事に係る入札において、同時に他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

サ 一般競争入札（条件付き一般競争入札（事後審査方式）及び一般競争入札）で高山市が発注した「建築一式工事」の手持ち工事が1件以内であること。ただし、高山市発注で、過去3カ年度中の検査日の工事成績評定点の平均点が78点以上の場合は2件以内とする。

（当該参加申請書提出期限日までに完成届を提出している工事を除く。）

(2) 共同企業体の条件等

共同企業体を構成する場合に必要な資格は、前項のほか次のとおりとする。

ア 共同企業体の構成員数

2者（代表構成員1、第2構成員1による任意の組み合わせ）

イ 各構成員の出資比率の最小限度

30パーセント以上（構成員のうち、代表構成員の出資比率が最大であること。）

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査結果のうち最新のもので、建築一式工事に係る総合評定値（P）が次の要件をみたしているものであり、年平均完工事高があること。

(ア) 代表構成員 790点以上

(イ) 第2構成員 710点以上

エ 建設業法第26条に従い、建築工事業に関する主任（監理）技術者を専任で配置できること。かつ、次の要件を満たす者であること。

(ア) 1級建築士、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する技術者を専任で2名配置できること。なお、配置方法は次に掲げるとおりとする。

代表構成員により1名配置及び第2構成員により1名配置の合計2名配置とする。ただし、特別な事由があると認められる場合はこの限りではない。

(イ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 直接的かつ恒常的な雇用関係が、入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上ある者であること。

4 工事担当部局

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 スポーツ推進課

電話番号 0577-35-3157

5 参加申請書類等の交付方法等

(1) 交付期間

告示の日から令和8年1月19日（月）午後4時まで

(2) 交付方法

電子入札システム及び高山市ホームページ上に掲載した参加申請書類等をダウンロードすることにより交付する。

(3) その他

電子入札システム及び高山市ホームページによる交付が受けられない場合には、次により交付する。

ア 交付期間

告示の日から令和8年1月19日（月）までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 財務部 契約管財課契約検査係

電話番号 0577-35-3186

6 参加申請の方法等

当該一般競争入札案件に参加を希望する者は、参加申請書類等を別紙提出要領により電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。ただし、紙入札方式の場合は持参（郵送等は認めない。）とする。

(1) 参加申請書類等

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別紙提出要領「第1号様式」）

イ 特定建設工事共同企業体構成員表（別紙提出要領「第2号様式」）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（別紙提出要領「第3号様式」）

エ 代表構成員の配置予定技術者届出書（別紙提出要領「第4号様式」）

（ア）資格証等の写し

（イ）直接的かつ恒常的な雇用関係が、入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上

ある者であることを示す書類の写し

(ウ) 専任技術者証明書の写し

オ 第2構成員の配置予定技術者届出書（別紙提出要領「第5号様式」）

(ア) 資格証等の写し

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係が、入札参加資格審査申請書提出日において3か月以上ある者であることを示す書類の写し

(ウ) 専任技術者証明書の写し

カ 誓約書（別紙提出要領「第6号様式」）

キ 関連業者報告書兼誓約書（各構成員分）

ク 委任状（構成員が代表構成員に委任する委任状）

ケ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し（各構成員分）

(2) 電子入札システムによる提出期間

告示の日から令和8年1月19日（月）午後4時まで

(3) 持参の場合の提出期間

告示の日から令和8年1月19日（月）までの毎日（土日及び祝日を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 持参の場合の提出場所 上記5(3)イに同じ。

(5) 入札参加資格の確認及び結果の通知

参加申請書類等により入札参加資格審査を行い、その結果は令和8年1月22日（木）に通知する。

(6) 入札参加資格審査に対する説明請求等

ア 入札参加資格審査において入札参加資格が無いとの通知をされた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和8年1月26日（月）までにその旨を書面で提出しなければならない。

ウ 説明を求められた場合は、令和8年1月30日（金）までに、説明を求めた者に対し書面で回答する。

エ 説明請求先 上記5(3)イに同じ。

7 質疑応答

(1) 質疑受付期間

仕様書に対する質疑は原則書面（持参もしくはFAX等）によるものとし、受付期間は下記のとおりとする。

告示の日から令和8年1月19日（月）午後4時まで

- (2) 質疑提出場所
上記 4 に同じ
- (3) 質疑回答方法
上記 6 により入札参加申請のあったすべての参加者に対し、令和 8 年 1 月 22 日（木）までに書面で回答する。

8 設計図書の交付

- (1) 設計図書（仕様書及び図面等）は、電子入札システム及び高山市ホームページ上に掲載する。

9 入札手続等

入札は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができる。

- (1) 入札開始及び締切日時
令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 8 時 30 分から令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 4 時まで
- (2) 紙入札方式の場合
令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 8 時 30 分から令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 4 時まで
- (3) 開札日時
令和 8 年 2 月 4 日（水）午前 10 時から
- (4) 開札場所
高山市役所 4 階（契約管財課）
- (5) 工事費内訳書の提出
 - ア 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
 - イ 諸経費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に分けて記載すること。
 - ウ 端数調整を行う場合は、一般管理費等などで調整のこと。
 - エ 値引き項目の設定は認めない。
- (6) その他事項
開札に際し、入札者又はその代理人は立会うことができる。

10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定方法
予定価格の範囲内の入札価格（入札者の申込み価格で、消費税及び地方消費税を除いたものをいう。）のうち、最低価格の者を原則として落札者とする。なお、低入札調査基準価格を設定した場合においては、すべての入札者が低入札調査基準価格以上であったときは、予定価格の範囲内で最低価格入札者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上

ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできないものとする。

(2) 低入札調査基準価格を下回った入札があった場合の落札者の決定方法等

「高山市工事等低入札価格調査基準・高山市工事等低入札価格失格基準」のとおり落札者の決定を保留し、入札参加者に保留通知書を発行する。

11 入札保証金

免除

12 低入札調査基準価格設定の有無

有

13 低入札失格基準価格設定の有無

有

14 仮契約と本契約

(1) 仮契約の締結

落札決定の告知の日から 7 日以内とする。

(2) 本契約の締結

高山市議会における議決の日とする。

15 契約保証金

(1) 納付必要

(2) 仮契約と同時に契約金額の 10 分の 1 以上の現金又はこれに相当する次に掲げる担保の中からいずれかを提出しなければならない。

ア 有価証券

イ 金融機関又は前払保証事業会社の保証

ウ 公共工事履行保証証券（履行ボンド）

エ 履行保証保険

16 前払金

有

17 議会議決の要否

(1) 要

(2) この工事の契約締結については、事前に高山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、高山市議会で請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、市は当該議案が議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

18 現場説明会の有無

無

19 無効となる入札

次の各号の一に該当する場合は、その入札を無効とする。

(1) 共通事項

- ア 入札参加資格のない者及び提出書類等に虚偽の記載をした者が入札したとき。
- イ 同一事項に対し、2以上の入札を行ったとき。
- ウ 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。
- エ その他、予め指示した事項に違反したとき。
- オ 共同企業体の双方を兼ねて入札参加したとき。
- カ 予定価格を超える金額の入札。

(2) 紙入札の場合

- ア 入札書に記名、押印がないとき。
- イ 入札書の記載内容が確認できないとき。
- ウ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

20 入札の辞退

入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札期日までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとし、入札を辞退しなければならない。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算開始等の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の事業執行が困難になると見込まれるとき。

21 入札又は開札の中止

次に掲げる場合においては、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は、各入札者の負担とする。

- (1) 明らかに談合の事実が確認された場合

(2) 天災、その他やむを得ない理由による場合

22 落札の無効に関する事項

落札者が、特別の理由もなく落札決定の告知の日から 7 日以内に仮契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

23 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、入札書（見積書）の提出（電子入札システムを使用した応札を含む）をもって誓約・同意したものとする。
- (3) 紙入札の場合において、一度提出された入札書は、書き換え、引き換え、又は撤回することができない。
- (4) その他この告示に記載していない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令及び本市の契約規則等の定めるところによる。
- (5) 本工事は、完全週休 2 日を原則とした週休 2 日制工事（現場閉所）です。詳細は、「高山市発注の建設工事に係る週休 2 日制工事実施要領」を参照してください。
- (6) 当該工事の令和 7 年度中の出来高は、「0 %」、令和 8 年度中の出来高は、「40 %」以上であること。
- (7) 本件は、高山市公契約条例が適用されます。